

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る裁定手続きフロー

1 特定所有者不明土地

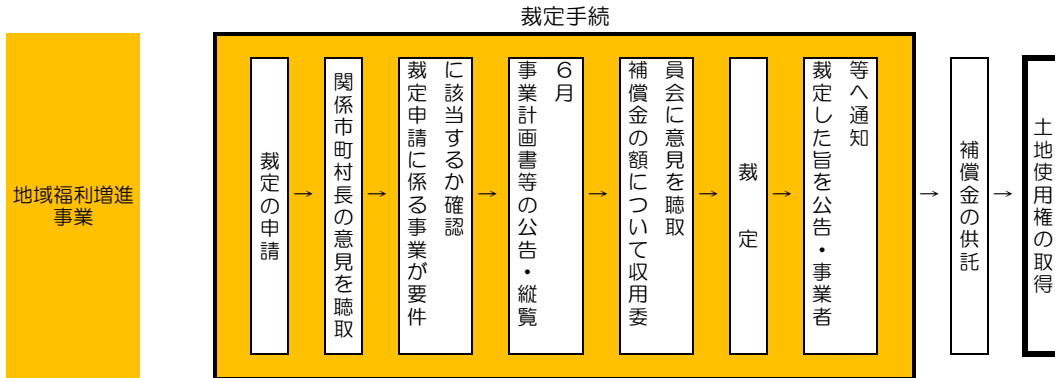
反対する利権者がおらず、建築物（簡易な構造で小規模なものを除く。）がなく、現に利用されていない所有者不明土地

2 地域福利増進事業関係

該当する事業

収用制度の対象外となる地域福利増進事業

※ 国及び地方公共団体以外の民間事業者、NPO、地域コミュニティ等が特定所有者不明土地を利用し、公園や広場の整備など地域住民等の福祉又は利便の増進を図るために事業を行うことはできなかったが、公共的な事業の場合一定期間（最長10年間）の使用権を設定することを可能とした。



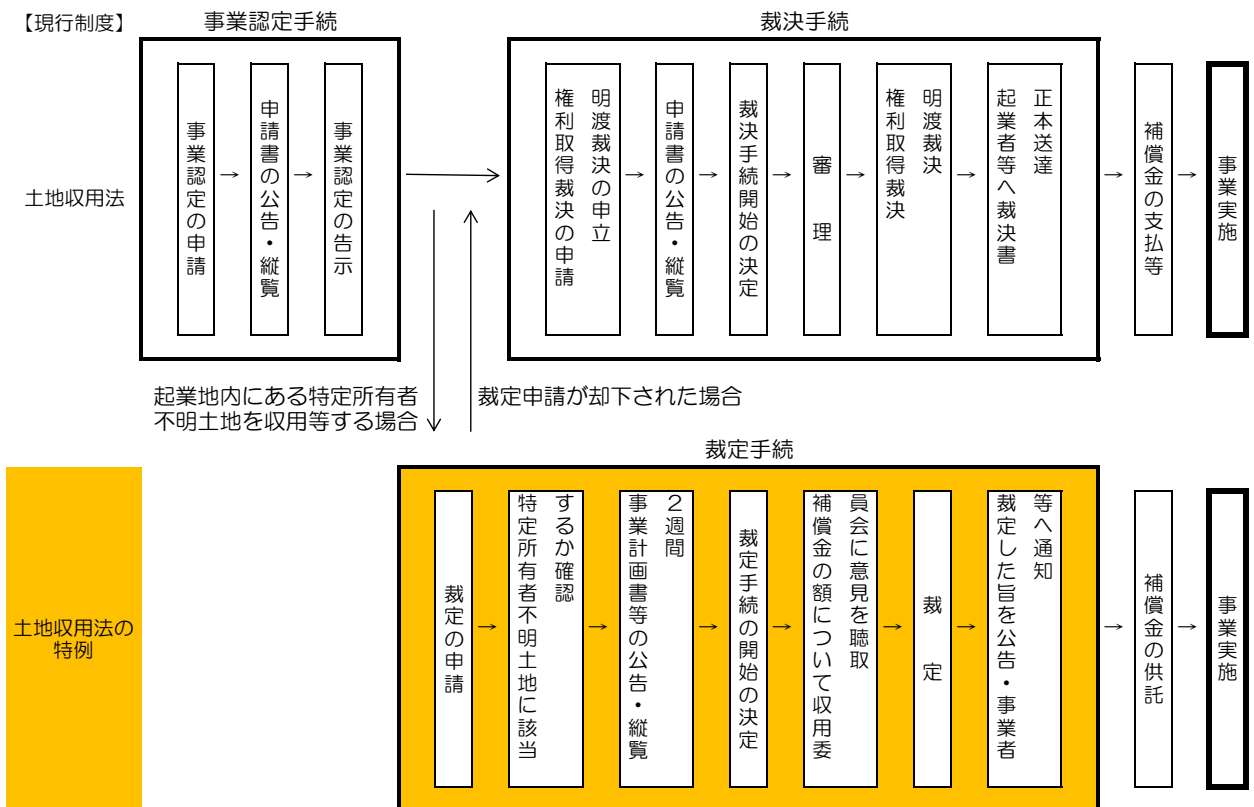
地域福利増進事業の創設（利用権の設定）～都道府県知事が公益性を確認。市町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権（最長10年間）を設定。所有者が現れ明渡を求めた場合は期間終了後に現状回復。異議がない場合は延長可能。

3 土地収用法の特例関係

該当する事業

ア 土地収用法の事業の認定を受けた収用適格事業

イ 都市計画法の認可等を受けた都市計画事業（事業の認可等をもって事業の認定とみなす（都市計画法第70条））



公共事業における収用手続の合理化・円滑化（所有権の取得）～審理手続を省略、権利取得裁決の1本化。収用委員会に代わり都道府県知事が裁定。